

施設園芸省エネ転換推進事業実施要領

第1 事業の趣旨

施設園芸省エネ転換推進事業の実施については、施設園芸省エネ転換推進事業補助金交付要綱（令和4年10月28日付け生振第909号。以下「交付要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

- 1 交付要綱別表に定める事業及び経費のうち、事業種目及び補助対象とする経費の内容は、別表1のとおりとする。
- 2 補助対象経費の1/2以内を、予算の範囲内で補助するものとする。補助額の上限及び事業費の下限等は別表1のとおりとする。補助の対象外は別表2のとおりとする。

第3 事業の実施

1 実施主体

この事業の実施主体は、交付要綱別表に定める下記（1）（2）に掲げる者のうち、施設園芸作物（野菜、花き、果樹）を経営しており、燃油（A重油、灯油）、LPガス（プロパンガス）、LNG（都市ガス）使用暖房機を使用している者及び使用を見込む者で、「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（改定3版）」（令和3年6月22日付け3生産第662号農林水産省生産局長通知）に基づき、省エネルギー対策に取り組む者とする。

（1）認定農業者 ※1

（2）認定新規就農者 ※2

※1 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画の認定を受けた者。

※2 農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画の認定を受けた者。

（実施計画申請時点で、上記計画を市町村等へ提出しており、事業完了までに認定が見込まれる者を含む）

ただし、国の産地生産基盤パワーアップ事業の対象とならない者に限る。

2 事業対象品目

燃油（A重油、灯油）、LPガス（プロパンガス）、LNG（都市ガス）を使用した暖房機を有する施設で栽培される野菜、花き、果樹

3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和5年度とする。

4 実施計画の作成

（1）この事業を実施しようとする者は、実施計画申請書（様式第1号）を作成し、所在地の農業事務所を経由し、知事に提出するものとする。

（2）実施計画申請書には、実施計画書（様式第2号）、暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）及び役員等名簿（様式第4号）を添付するものとする。

5 実施計画の重要な変更

次に掲げる事項の変更は、4の規定を準用する。

（1）実施主体

（2）実施地区

（3）事業種目

（4）事業内容

（5）事業費の30%を超える増減

第4 利用状況の報告

- 1 知事は、実施主体に対し、必要に応じて事業終了の翌年度から計画で定めた目標年度までの間、当該年度の利用状況を、利用状況報告書（様式第5号）により報告を求めることができるものとする。

第5 事業実施上の留意点

- 1 業者決定
 - (1) 機種及び業者決定をする場合は、入札又は3者以上による見積り合わせを原則とする。
 - (2) 実施設計の取扱い
入札等に必要な実施設計については、設計事務所等に依頼する場合のみ補助対象とし、実施主体が自ら作成するのに要する経費は補助対象としないものとする。
- 2 切り替え・二重申請の禁止
自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。
また、本事業と同一の補助対象経費に対し、他の補助事業を二重申請することは、認めないものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については、別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和4年10月28日から適用する。

附則 この要領は、令和5年3月22日から適用する。

附則 この要領は、令和5年4月12日から適用する。

別表 1

事業種目	補助対象とする経費の内容	補助率・補助額上限・事業費下限 等
1 ヒートポンプ導入事業	新たなヒートポンプの導入に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器 購入費 ・ 機器 設置費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率： 1/2 以内 ・ 補助額上限： 1 実施主体あたり 1,000 万円 ・ 事業費下限： 50 万円（税抜） ・ 耐用年数：5 年以上 ・ ヒートポンプの性能： 暖房 COP3.0 以上
2 カーテン等保温設備整備事業	(1) 施設の保温性向上に要する経費のうち機器類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 循環扇 ・ 送風ダクト ・ 変温管理装置 ・ 局所加温装置 ・ 上記機器類の設置工事費（本体設置のための基礎工事、電気工事含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率： 1/2 以内 ・ 補助額上限： 1 実施主体あたり 150 万円 ・ 事業費下限： 50 万円（税抜）
	(2) 施設の保温性向上に要する経費のうち被覆資材 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内張（固定・カーテン等）被覆資材 ・ 被覆資材設置費 	

※要望額が予算額を上回った場合は、補助率が下がる場合がある。

※ヒートポンプ導入事業を優先して採択する。

別表 2

補助の対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス・地下水熱源・地中熱源ヒートポンプ ・ 中古品の導入、リースによる導入 ・ 耐用年数が経過しない機器類、被覆資材の更新 ・ 消費税及び地方消費税相当額